

# 令和4年度「体育・スポーツ施設に関する調査研究」

## 仕 様 書

令和4年4月7日  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

## 1 委託事業名

令和4年度「体育・スポーツ施設に関する調査研究」

## 2 事業の目的

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得るため、前年度に実施した体育・スポーツ施設現況調査のとりまとめ、調査結果の傾向分析等を行う。

## 3 成果物

次の(1)～(5)を提出すること。

### (1) 調査結果の概要(速報値)

令和4年9月までにスポーツ庁ホームページで公開する、調査結果の概要(速報値)について、公表値として取りまとめ、図・表のExcelファイルとともに、wordファイルで作成・提出すること。

### (2) 調査結果の概要(確報値)

契約期間満了までにスポーツ庁ホームページで公開する、調査結果の概要(確報値)について、社会教育調査の結果も用いて公表値を取りまとめ、図・表のExcelファイルとともに、wordファイルで作成・提出すること。

### (3) 政府統計の総合窓口(e-Stat)掲載用データ

政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載するための確報値をExcelファイルとして取りまとめ、提出すること。

### (4) 調査票の検票一覧表およびエラー値等をデータクレンジングした後のローデータ(確報値)

前年度実施の体育・スポーツ施設現況調査の調査票(報告者からexcelファイルで直接提出されたもの含む)およびローデータについてエラー値等を報告者へ確認するなどし、調査票の検票とデータクレンジングを行い、結果をそれぞれExcelファイルで提出すること。

### (5) 報告書

A4版無線綴じで製本したものを200部作成すること。

タイトルについては「我が国の体育・スポーツ施設 ー体育・スポーツ施設現況調査報告ー」とし、350ページ程度で取りまとめること。

## 4 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和5年3月14日

## 5 委託事業の内容

「2 事業の目的」を踏まえ、以下（１）～（３）のとおり体育・スポーツ施設に関する調査研究をするために係る一連の事業を実施すること。

### （１）調査票の検票およびデータクレンジングの実施

- ・前年度事業で提出のあった調査票（報告者からexcelファイルで直接提出されたもの含む）の検票ならびにローデータのデータクレンジングを行う。
- ・調査票の検票に当たっては、必要に応じて逐次記録し、修正箇所と修正内容が分かる一覧表（以下「検票レポート」）を作成すること。
- ・検票レポートについては、MS Excel【xlsまたはxlsx】形式で保存すること。
- ・データクレンジングに当たっては、次の事項について必ず実施すること。

#### 時系列審査

過去の数値と比較して、増減数、増減率を確認し、著しい増減が生じていないか等、特異な傾向を示していないかを審査する。

#### 社会経済情勢からみた妥当性のチェック

特に新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、妥当な内容となっているか審査する。

- ・データについては調査票ごとにローデータを作成し、提出すること。
- ・ローデータについては、MS Excel【xlsまたはxlsx】形式で作成すること。

### （２）調査結果のとりまとめ

#### ①速報値の集計、概要の作成

- ・調査結果を、学校体育・スポーツ施設、大学・短期大学・高等専門学校体育施設ごとに集計し、概要文とともに図・表を作成し、令和4年9月までにスポーツ庁ホームページに公開する資料（報道用資料含む）を作成する。

#### ②確報値の集計、概要の作成

- ・社会教育調査の二次利用データも使い、調査結果を、学校体育・スポーツ施設、大学・短期大学・高等専門学校、公共スポーツ施設、民間スポーツ施設ごとに集計し、概要文とともに図・表を作成し、令和5年4月までにスポーツ庁ホームページに公開する資料（報道用資料含む）を作成する。
- ・社会教育調査の二次利用データに関してはスポーツ庁より貸与する。
- ・前回調査の概要については以下リンク先に掲載されているので参考とすること。

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200422-spt\\_stiiki-1368165.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200422-spt_stiiki-1368165.pdf)

#### ③政府統計の総合窓口（e-Stat）掲載用データの作成

- ・政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載するための、確報値をExcelファイルとして取りまとめる。
- ・前回調査結果のデータセットについては以下リンク先に掲載されているので参考とすること。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00402101&tstat=000001088795&cycle=0&tclass1=000001139732&tclass2val=0>

### (3) 報告書の作成

- ・調査結果を取りまとめた報告書を作成すること。取りまとめに当たっては別紙1の項目を想定している。

その他、当事業を行うにあたり留意すべき事項については次の(4)、(5)のとおりである。

### (4) セキュリティ

#### ①情報漏えい等の防止

- ・各工程において、情報漏えい等、不具合の発生について防止措置を講ずること。
- ・事業全体を通じて機密の保持や個人情報の取扱の遵守を図るために必要な措置を講ずること。
- ・集計に当たっては、情報漏えい防止のための措置を十分講ずること。
- ・入力作業時におけるセキュリティを確保するとともに、不測の事態にも迅速に対応すること。
- ・事業全体を通じて想定されるリスク（個人情報及び機密情報に関する破損・紛失・漏えいなど）を最小化するための方策を講ずるとともに緊急事態や不測の事態に対応するための対応マニュアルを作成し、その履行に必要な体制を整備すること
- ・なお、本事業の遂行に当たっては、本件業務の遂行に当たっては、情報セキュリティの確保のために、以下の文書の最新版を参照し、準拠、遵守すること。
  - ・文部科学省情報セキュリティポリシー  
※文部科学省セキュリティポリシーは非公表の資料であるが、契約締結後に受注者が文部科学省に守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。
  - ・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）
  - ・政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和3年度版）※詳細については内閣官房セキュリティセンターホームページ  
(<https://www.nisc.go.jp/active/general/kijunr3.html>)を参照すること。

### (5) 事業全体の連携・マネジメント

#### ①事業全体に関する体制

- ・事業の各工程の連携を図るとともに、全体のマネジメントを適切に行うこと。

本仕様書に示す業務を確実に実施する体制を確立すること。

- ・事業のスケジュール・進捗状況や経理状況を適切に管理するとともに、事業全体の業務分担、関係機関との間の役割や責任を明確化すること。

## 6 応札者に求められる要件

### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

### (2) 要求要件の詳細

#### 1 調査業務の実施方針

##### 1-1 調査内容の妥当性、独創性

- \* 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。  
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば望ましい。〕
- \* 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

##### 1-2 事業方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい。〕
- \* 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

##### 1-3 作業計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば望ましい。〕

#### 2 組織の経験・能力

##### 2-1 組織の類似調査業務の経験

- \* 2-1-1 過去に類似の調査を実施した実績があること。〔類似事業の実績内容により別途評価する。〕

##### 2-2 組織の調査実施能力

- \* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。
- \* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

#### 3 業務従事予定者の経験・能力

##### 3-1 業務従事予定者の類似調査事業の経験

\* 3-1-1 過去に類似の調査を実施した実績があること。〔事業従事予定者が過去に委員会の運営をした実績があれば望ましい。〕

### 3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

\* 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。

## 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていければ望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

## 5 賃上げを実施する企業に関する指標

### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば望ましい。（いずれかを応札者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

## 7 検 査

発注者は、受託者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、確認したことをもって検収とする。

## 8 守秘義務

受託者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。

受託者は、本調査事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者

の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

## 9 届出義務

受注者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

## 10 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は別紙2の1、別紙2の2裏面の（留意事項）を確認すること。なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

## 11 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。

令和4年度「体育・スポーツ施設に関する調査研究」報告書取りまとめ項目

※印箇所は今回調査報告書から追加した取りまとめ項目

## I 調査概要

- 1 体育・スポーツ施設現況調査要項
- 2 調査票の回収状況
- 3 社会教育調査結果の活用

## II 調査結果の概要

- 1 体育・スポーツ施設の設置状況
- 2 施設の規模別にみた設置状況
- 3 夜間照明の設置状況
- 4 施設・設備の設置施設数
- 5 学校体育施設の開放状況
- 6 公共スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況

## III 統計表

- A 調査種別・施設種別 設置箇所数
- B 調査種別・施設種別 設置コート面数

### 【都道府県別・市区町村人口規模別状況】

#### 調査種別 設置箇所数

- 1 陸上競技場
- 2 野球場・ソフトボール場
- 3 球技場
- 4 多目的運動広場
- 5 水泳プール（屋内）
- 6 水泳プール（屋外）
- 7 レジャープール
- 8 ダイビングプール
- 9 体育館
- 10 柔道場
- 11 剣道場
- 12 柔剣道場（武道場）
- 13 空手・合気道場
- 14 バレーボール場（屋外）
- 15 庭球場（屋外）

- 1 6 庭球場（屋内）
- 1 7 バスケットボール場（屋外）
- 1 8 すもう場（屋外）
- 1 9 すもう場（屋内）
- 2 0 卓球場
- 2 1 弓道場
- 2 2 アーチェリー場
- 2 3 馬場
- 2 4 アイススケート場（屋内）
- 2 5 アイススケート場（屋外）
- 2 6 ローラースケート・インラインスケート場（屋外）
- 2 7 ローラースケート・インラインスケート場（屋内）
- 2 8 山の家
- 2 9 トレーニング場
- 3 0 レスリング場
- 3 1 ボクシング場
- 3 2 ダンス場
- 3 3 射撃場
- 3 4 ゴルフ場
- 3 5 ゴルフ練習場
- 3 6 ボウリング場
- 3 7 漕艇場
- 3 8 ゲートボール・クロッケー場
- 3 9 スカッシュ・ラケットボール場
- 4 0 ヨット場
- 4 1 スキー・スノーボード場
- 4 2 キャンプ場
- 4 3 ハイキングコース
- 4 4 サイクリングコース
- 4 5 オリエンテーリングコース
- 4 6 ランニングコース
- 4 7 冒険遊具コース
- 4 8 海の家・海水浴場等の施設
- 4 9 河川・湖沼等の遊泳場
- 5 0 スカイスポーツ施設
- 5 1 体操競技場
- 5 2 その他の施設

**調査種別 設置コート面数**

- 5 3 バレーボール場（屋外）
- 5 4 庭球場（屋外）

- 5 5 庭球場（屋内）
- 5 6 バスケットボール場（屋外）

**施設規模別 設置箇所数**

- 5 7 陸上競技場
- 5 8 野球場・ソフトボール場
- 5 9 球技場
- 6 0 多目的運動広場
- 6 1 水泳プール（屋内）
- 6 2 水泳プール（屋外）
- 6 3 体育館
- 6 4 柔道場
- 6 5 剣道場
- 6 6 柔剣道場（武道場）
- 6 7 ゴルフ場

**学校段階別・施設規模別 設置箇所数**

- 6 8 陸上競技場
- 6 9 野球場・ソフトボール場
- 7 0 球技場
- 7 1 多目的運動広場
- 7 2 水泳プール（屋内）
- 7 3 水泳プール（屋外）
- 7 4 体育館
- 7 5 柔道場
- 7 6 剣道場
- 7 7 柔剣道場（武道場）

**施設種別 夜間照明設置状況**

- 7 8 陸上競技場
- 7 9 野球場・ソフトボール場
- 8 0 球技場
- 8 1 多目的運動広場
- 8 2 水泳プール（屋外）
- 8 3 バレーボール場（屋外）
- 8 4 庭球場（屋外）
- 8 5 バスケットボール場（屋外）
- 8 6 すもう場（屋外）
- 8 7 弓道場
- 8 8 トレーニング場

**施設種別 夜間照明設置状況**

- 8 9 施設・設備の設置施設数

**施設種別 大学・高専体育施設 地域開放状況**

- 90 陸上競技場
- 91 野球場・ソフトボール場
- 92 球技場
- 93 多目的運動広場
- 94 水泳プール（屋内）
- 95 水泳プール（屋外）
- 96 体育館
- 97 柔道場
- 98 剣道場
- 99 柔剣道場（武道場）
- 100 バレーボール場（屋外）
- 101 庭球場（屋外）
- 102 バスケットボール場（屋外）
- 103 すもう場（屋外）
- 104 卓球場
- 105 弓道場
- 106 トレーニング場

**施設種別 公共スポーツ施設及び民間スポーツ施設の指導者配置状況**

- 107 陸上競技場
- 108 野球場・ソフトボール場
- 109 球技場
- 110 多目的運動広場
- 111 水泳プール（屋内）
- 112 水泳プール（屋外）
- 113 体育館
- 114 柔道場
- 115 剣道場
- 116 柔剣道場（武道場）
- 117 庭球場（屋外）
- 118 庭球場（屋内）
- 119 トレーニング場
- 120 キャンプ場

**公立学校体育施設 開放事業**

- 121 実施市区町村数
- 122 条例・規則等の整備状況
- 123 予算措置状況
- 124 予算措置状況
- 125 施設使用料
- 126 施設設置状況
- 127 開放運営組織が行う独自事業

1 2 8 運営上の主な課題

**公立学校体育施設**

- 1 2 9 施設種別 施設保有状況
- 1 3 0 学校種別 開放状況：屋外運動場
- 1 3 1 学校種別 開放状況：体育館
- 1 3 2 学校種別 開放状況：水泳プール（屋内） ※
- 1 3 3 学校種別 開放状況：水泳プール（屋外） ※
- 1 3 4 学校種別 開放状況：屋外庭球場
- 1 3 5 学校種別 開放状況：武道場 ※

**公立学校体育施設 開放の対象**

- 1 3 6 小学校 屋外運動場
- 1 3 7 小学校 体育館
- 1 3 8 小学校 水泳プール（屋内） ※
- 1 3 9 小学校 水泳プール（屋外） ※
- 1 4 0 小学校 屋外庭球場
- 1 4 1 小学校 武道場 ※
- 1 4 2 中学校 屋外運動場
- 1 4 3 中学校 体育館
- 1 4 4 中学校 水泳プール（屋内） ※
- 1 4 5 中学校 水泳プール（屋外） ※
- 1 4 6 中学校 屋外庭球場
- 1 4 7 中学校 武道場 ※
- 1 4 8 高等学校等 屋外運動場
- 1 4 9 高等学校等 体育館
- 1 5 0 高等学校等 水泳プール（屋内） ※
- 1 5 1 高等学校等 水泳プール（屋外） ※
- 1 5 2 高等学校等 屋外庭球場
- 1 5 3 高等学校等 武道場 ※

**公立学校体育施設 開放の形態と頻度**

- 1 5 4 小学校 屋外運動場
- 1 5 5 小学校 体育館
- 1 5 6 小学校 水泳プール（屋内） ※
- 1 5 7 小学校 水泳プール（屋外） ※
- 1 5 8 小学校 屋外庭球場
- 1 5 9 小学校 武道場 ※
- 1 6 0 中学校 屋外運動場
- 1 6 1 中学校 体育館
- 1 6 2 中学校 水泳プール（屋内） ※
- 1 6 3 中学校 水泳プール（屋外） ※
- 1 6 4 中学校 屋外庭球場

- 1 6 5 中学校 武道場 ※
- 1 6 6 高等学校等 屋外運動場
- 1 6 7 高等学校等 体育館
- 1 6 8 高等学校等 水泳プール（屋内） ※
- 1 6 9 高等学校等 水泳プール（屋外） ※
- 1 7 0 高等学校等 屋外庭球場
- 1 7 1 高等学校等 武道場 ※

**公立学校体育施設 学校段階別 開放の時間帯**

- 1 7 2 平日 屋外運動場
- 1 7 3 平日 体育館
- 1 7 4 平日 水泳プール（屋内） ※
- 1 7 5 平日 水泳プール（屋外） ※
- 1 7 6 平日 屋外庭球場
- 1 7 7 平日 武道場 ※
- 1 7 8 休日 屋外運動場
- 1 7 9 休日 体育館
- 1 8 0 休日 水泳プール（屋内） ※
- 1 8 1 休日 水泳プール（屋外） ※
- 1 8 2 休日 屋外庭球場
- 1 8 3 休日 武道場 ※

**公立学校体育施設 開放時の業務運営形態**

- 1 8 4 小学校 屋外運動場
- 1 8 5 小学校 体育館
- 1 8 6 小学校 水泳プール（屋内） ※
- 1 8 7 小学校 水泳プール（屋外） ※
- 1 8 8 小学校 屋外庭球場
- 1 8 9 小学校 武道場 ※
- 1 9 0 中学校 屋外運動場
- 1 9 1 中学校 体育館
- 1 9 2 中学校 水泳プール（屋内） ※
- 1 9 3 中学校 水泳プール（屋外） ※
- 1 9 4 中学校 屋外庭球場
- 1 9 5 中学校 武道場 ※
- 1 9 6 高等学校等 屋外運動場
- 1 9 7 高等学校等 体育館
- 1 9 8 高等学校等 水泳プール（屋内） ※
- 1 9 9 高等学校等 水泳プール（屋外） ※
- 2 0 0 高等学校等 屋外庭球場
- 2 0 1 高等学校等 武道場 ※

**公立学校体育施設 学校段階別 開放管理指導員の配置**

- 202 屋外運動場
- 203 体育館
- 204 水泳プール（屋内） ※
- 205 水泳プール（屋外） ※
- 206 屋外庭球場
- 207 武道場 ※

**公立学校体育施設 開放管理指導員の謝金**

- 208 小学校 屋外運動場
- 209 小学校 体育館
- 210 小学校 水泳プール（屋内） ※
- 211 小学校 水泳プール（屋外） ※
- 212 小学校 屋外庭球場
- 213 小学校 武道場 ※
- 214 中学校 屋外運動場
- 215 中学校 体育館
- 216 中学校 水泳プール（屋内） ※
- 217 中学校 水泳プール（屋外） ※
- 218 中学校 屋外庭球場
- 219 中学校 武道場 ※
- 220 高等学校等 屋外運動場
- 221 高等学校等 体育館
- 222 高等学校等 水泳プール（屋内） ※
- 223 高等学校等 水泳プール（屋外） ※
- 224 高等学校等 屋外庭球場
- 225 高等学校等 武道場 ※

**公立学校体育施設 学校段階別 開放のための措置**

- 226 屋外運動場
- 227 体育館
- 228 水泳プール（屋内） ※
- 229 水泳プール（屋外） ※
- 230 屋外庭球場
- 231 武道場 ※

**施設種別 公共スポーツ施設**

- 232 指定管理者制度導入状況

**公立学校体育施設 学校段階別 開放施設の使用料**

- 233 屋外運動場
- 234 体育館
- 235 水泳プール（屋内） ※
- 236 水泳プール（屋外） ※
- 237 屋外庭球場

《参考資料》

- 1 施設種別の定義（施設の内容と規模基準）
- 2 体育・スポーツ施設現況調査の内容
- 3 集計表
  - (1) 昭和44年調査
  - (2) 昭和50年調査
  - (3) 昭和55年調査
  - (4) 昭和60年調査
  - (5) 平成2年調査
  - (6) 平成8年調査
  - (7) 平成14年調査
  - (8) 平成20年調査
  - (9) 平成27年調査
  - (10) 平成30年調査
  - (11) 令和3年調査

## 体育・スポーツ施設現況調査の内容

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

体育・スポーツ施設現況調査

### 2 調査の目的

体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後のスポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、都道府県、国公立大学、国公立短期大学及び国公立高等専門学校、国立大学法人附属学校

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 報告者数

- 都道府県教育委員会 47
- 市区町村教育委員会 約1,700
- 都道府県 47
- 大学 約800
- 短期大学 約300
- 高等専門学校 約60
- 国立大学法人附属学校 約200

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

大学（短期大学）・高等専門学校、国立大学法人附属学校については、文部科学省が保有する名簿を利用し、調査実施時点で存在するものに対し調査を行う。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添4-4調査票を参照）

公立の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校）、国公立の大学、短期大学及び高等専門学校並びに国立大学法人附属学校のスポーツ施設、公立の社会教育施設（公民館、青少年教育施設、女性教育施設等）に付帯するスポーツ施設について、以下の調査票の区分により把握する。

① 学校体育・スポーツ施設調査票

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数

体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、体育・スポーツ施設夜間照明設置施設数

外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数

エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数

障害者用浴室（共用を含む。）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

② 公立学校体育施設開放状況調査票（１）

都道府県教育委員会・市区町村教育委員会の開放事業の概要

（条例・規則の有無、予算措置の有無、予算額、使用料、運営組織の有無、運営組織が行う独自事業、開放事業運営上の主な課題）

③ 公立学校体育施設開放状況調査票（２）

公立学校体育施設の開放状況

（保有施設数、開放施設数、開放の対象、開放の形態・頻度、開放時間帯、開放業務運営形態、開放運営組織が行う独自事業、管理指導員の配置状況、管理指導員の謝金、開放のための措置、開放施設の使用料）

④ 公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数

体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、指導者のいる施設数

指導者の人数（兼任、専任）、体育・スポーツ施設夜間照明設置施設数

夜間開放施設数、指定管理者制度導入施設数

外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数

エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数

障害者用浴室（共用含む）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

⑤ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（１）

⑥ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（２）（国立大学法人附属学校）

体育・スポーツ施設設置箇所数、体育・スポーツ施設設置コート面数

体育・スポーツ施設規模別設置箇所数、夜間照明設置施設数  
 開放施設数、年間開放日数（調査実施前年度実績）  
 外国人向け表示設置施設数、スロープ設置施設数、障害者用トイレ設置施設数  
 エレベーター設置施設数、簡易昇降機設置施設数、点字案内設置施設数  
 障害者用浴室（共用含む）設置施設数、障害者用駐車場設置施設数

[集計しない事項の有無] 無  有

(2) 基準となる期日又は期間

学校体育・スポーツ施設調査票 公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（1） 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（2）（国立大学法人附属学校）	令和3年 10月1日現在
公立学校体育施設開放状況調査票（1） 公立学校体育施設開放状況調査票（2）	令和2年度 1年間の実績

6 報告を求めするために用いる方法

(1) 調査系統

① 学校体育・スポーツ施設調査票、公立学校体育施設開放状況調査票（1）、公立学校体育施設開放状況調査票（2）、公立社会教育施設に付帯するスポーツ施設調査票

(ア) 公立（組合立を含む。）の学校に関するもの

文部科学省 — 民間事業者 — 都道府県教育委員会 — 市区町村教育委員会

(注) 都道府県立の学校については、都道府県教育委員会が報告する。

(イ) 私立（株式会社立を含む。）の学校に関するもの

文部科学省 — 民間事業者 — 都道府県

② 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（1）

文部科学省 — 民間事業者 — 国公立大学、短期大学及び高等専門学校

③ 大学・短期大学・高等専門学校体育施設調査票（2）（国立大学法人附属学校）

文部科学省 — 民間事業者 — 国立大学法人

(2) 調査方法

郵送調査  オンライン調査 ( 政府統計共同利用システム  独自のシステム  電子メール)  
 調査員調査  その他 ( )

〔調査方法の概要〕

- ・ スポーツ庁から民間事業者を経由して、報告者にオンライン調査画面のURLを電子メールで送付する。  
なお、市町村教育委員会については、都道府県教育委員会が、民間事業者から送付されたオンライン調査画面のURLを電子メールで送付する。
- ・ 報告者は、URLにアクセスし、民間事業者のシステムにログインし、入力・回答する。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

1回限り  毎月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  その他 ( )

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成30年)

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和3年10月上旬～令和3年12月下旬

## 8 集計事項

- (1) 調査種別・施設種別 設置箇所数
- (2) 調査種別・施設種別 設置コート面数
- (3) 都道府県別・市区町村人口規模別・調査種別 設置箇所数
- (4) 都道府県別・市区町村人口規模別・調査種別 設置コート面数
- (5) 都道府県別・市区町村人口規模別・施設規模別 設置箇所数
- (6) 都道府県別・市区町村人口規模別・学校段階別・施設規模別 設置箇所数
- (7) 都道府県別・市区町村人口規模別・施設種別 夜間照明設置状況
- (8) 都道府県別 施設・設備の設置箇所数
- (9) 都道府県別・市区町村人口規模別 施設種別 大学・高専体育施設 地域開放状況
- (10) 都道府県別・市区町村人口規模別 施設種別 公共スポーツ施設及び民間スポーツ施設の指導者配置状況
- (11) 都道府県別 公立学校体育施設 開放事業
- (12) 都道府県別・施設種別 公立学校体育施設 施設保有状況
- (13) 都道府県別・学校種別 公立学校体育施設 開放状況
- (14) 都道府県別 公立学校体育施設 開放の対象
- (15) 都道府県別 公立学校体育施設 開放の形態と頻度
- (16) 都道府県別・学校段階別 公立学校体育施設 開放の時間帯
- (17) 都道府県別・学校段階別 公立学校体育施設 開放時の業務運営形態
- (18) 都道府県別・学校段階別 公立学校体育施設 開放時の管理指導員の配置

- (19) 都道府県別 公立学校体育施設 管理指導員の謝金
- (20) 都道府県別・学校段階別 公立学校体育施設 開放のための措置
- (21) 都道府県別・市区町村人口規模別・施設種別 公共スポーツ施設 指定管理者制度導入状況
- (22) 都道府県別・学校段階別 開放施設の使用料

(注) 本調査では、①学校における体育施設及び②公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設について把握しているが、集計表の(1)～(5)、(7)、(8)及び(10)については、「社会教育調査」(文部科学省実施の基幹統計調査)の「体育施設調査票」で把握している③社会体育施設及び④民間体育施設に係る以下の項目の調査票情報も用いて、我が国における体育施設全体を集計している。

- ・設置者
- ・指定管理の相手先
- ・施設の所在地
- ・都道府県番号
- ・市(区)町村番号
- ・施設の種別及び箇所数(規模別箇所数含む)
- ・指導系職員の状況
- ・施設の開設状況(夜間開設施設数(19～21時)、年間利用者数)
- ・施設・設備の有無

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)

(2) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) ■印刷物 □閲覧)

(3) 公表の期日

令和4年9月末までに概要を公表し、令和5年4月末までに確定値を公表する。

## 10 使用する統計基準等

□使用する→□日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他( )

■使用しない

本調査は、学校施設等における体育・スポーツ施設を対象とする調査であり、調査対象の範囲の確定及び集計結果の表示に、日本標準産業分類等の統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は5年間保存

調査票内容の記録媒体は無期限保存

保存責任者：スポーツ庁参事官(地域振興担当)















## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）  
（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は  
対前年）増加率○%以上とすること

を表明いたします。

（を従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法  
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）  
（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とする  
こと

を表明いたします。

（を従業員と合意したことを表明いたします。）

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法  
によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。  
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3.による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点措置開始時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。